補聴器の購入費を助成します

～新温泉町高齢者補聴器購入費助成事業～

聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者の方に対し、補聴器の購入に要する費用を助成することにより、高齢者の聴力低下に早期に対応し、社会参加や地域交流を促進することで高齢者の認知症及びフレイルを予防し、高齢者福祉の増進を図ることを目的として、補聴器の購入に要する費用を助成します。

|  |
| --- |
| 対象となる人（①～④の全てを満たしている方） |

①新温泉町内に住所を有する、満65歳以上の方

②聴力障害による身体障害者手帳の対象とならない方

③聴力について、所定の基準を満し、耳鼻科の医師が補聴器の必要性を認める方

 ※所定の基準:両耳聴力が40dB以上かつ片耳聴力が70dB未満の中等度難聴

④過去にこの助成を受けていない方(助成は一人1回限りです)

|  |
| --- |
| 助　成　内　容 |

〇助成上限額: 30,000円

〇管理医療機器に該当する補聴器本体にかかる費用が対象です。付属品や助成の申請に伴う

受診費用、文書料、メンテナンス代等は対象となりません。

〇集音器は対象となりません。

|  |
| --- |
| 注意 |

〇助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。

〇医師の意見書は３か月以内に発行されたものに限ります。

〇交付決定の日から３か月以内または年度末（３月３１日）のいずれか早い日までに補聴器を購入し、一旦その代金を全額支払ってください。

お問い合わせ先

新温泉町　福祉課　介護保険係

電話　０７９６－８２－５６２２

※手続の流れは裏面をご覧ください

**手続の流れ**

|  |
| --- |
| ①　新温泉町役場または温泉総合支所で申請書・医師意見書等の用紙をもらう。  　※新温泉町ホームページから申請書等の様式をダウンロード・印刷することも可能です。 |

②　耳鼻科を受診し、医師の意見書を作成してもらう。

③　購入店で購入予定の補聴器の見積書等（金額、型番が分かるもの）をもらう。

必要なもの

□申請書

□医師の意見書

※申請書の提出日前３か月以内に発行されたものに限ります。

□補聴器の見積書等（金額、型番が分かるもの）

④　申請書を提出

⑤　新温泉町役場から助成可否の決定通知が届く。

⑥　補聴器を購入

必要なもの

□請求書及び口座振込書(本人名義の口座を指定してください)

□領収書（宛名が対象者本人のもの）

□購入した補聴器の型番が分かるもの（領収書に記入してある場合は不要です）

⑦　請求書を提出

⑧　新温泉町役場から助成金の振り込み